

1. 件名：原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る面談
2. 日時：令和5年5月11日（木）10：30～12：30
3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（一部オンライン開催）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

実用炉監視部門 村田統括監視指導官、宮坂係長

核燃料施設等監視部門 木村管理官補佐、福永原子力運転検査官

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ副主幹 他2名

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部（原子力運営） 副長 他2名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 運転管理グループ チームリーダー

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 副長

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム 副課長

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力発電部門 発電グループ リーダー

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力運営グループ 副長 他1名

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 担当

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 担当

日本原子力発電株式会社 発電管理室プラント管理グループ 課長

電源開発株式会社 原子力技術部 設備技術室 室長代理 他1名

原子力エネルギー協議会 副長

5. 要旨

- 第6回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合において、発電用原子炉設置者から施設内における核燃料物質により汚染された物の所在不明や盗取された場合の取り扱いに対して、放射線量のクライテリアや対象とする訓令の条項に対する意見があったため、意見交換を行った。

- 放射線量のクライテリアに関しては、具体的に設定することが難しいと考え

られることについては、双方の認識は共通であったものの、発電用原子炉設置者より、運用上は困難である可能性に言及があった。

○対象とする訓令の条項については、現行法令の記載の範囲や、記載を修正する場合の他の条文等への影響について発電用原子炉設置者より懸念が示され、原子力規制庁で別途整理することとした。

○原子力規制庁から、本日の面談を踏まえ、法令報告における核燃料物質により汚染された物の盗取又は所在不明が生じたときの取扱いについて、引き続き公開会合等で議論していく旨伝えた。

## 6. 配布資料

なし

### 参考

※1：令和5年4月27日 第6回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合  
(<https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/houreikaizen/index.html>)